

## 1 計画策定の背景

日本の子どもたちを取り巻く環境や国・社会は大きく変化しています。また、家庭問題や地域社会の結びつきの希薄化などに関しては、未だ解決すべき課題として残っており、晩婚化による晩産化と出生率低下の進行も顕在化しています。こうした課題に対処するため、SDGsの推進や多様性と包摂性のある社会の形成など、多岐にわたる取組が行われています。

また、2014年8月には「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、2016年2月には「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。

加えて、近年の重要な展開としては、2023年4月に施行された子ども基本法が挙げられます。そして、同じく2023年4月には「こども家庭庁」が発足し、2023年12月には「こども大綱」が閣議決定されています。

## 2 計画策定の趣旨

本計画は、こども・子育てを取り巻く社会情勢や国の動向を踏まえ、「第2期子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が終了することに伴い、子ども基本法、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律等に基づいた、こども施策に係る計画を一体的に策定するものです。

## 3 計画の位置付け

本計画は、東浦町のこども・子育て支援に関する総合的な計画で、子ども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」に該当し、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」の性格を併せ持っています。また、本計画は、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「東浦町子どもの貧困対策推進計画」及び「東浦町児童虐待防止対策推進計画」の内容を包含します。

## 4 計画の期間

本計画の計画期間は、2025年度から2029年度までの5年間とし、必要に応じて見直しを行うものとします。

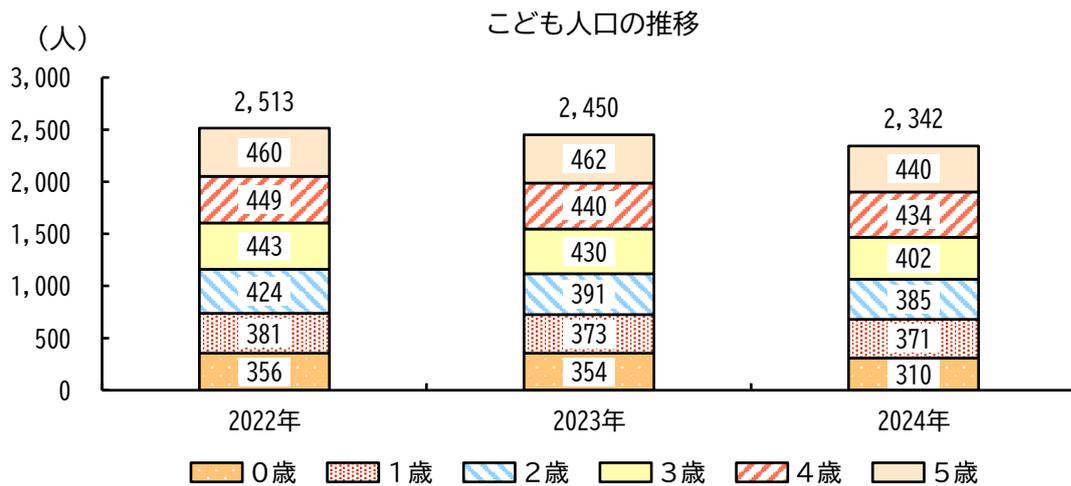
計画期間

2025年	2026年	2027年	2028年	2029年
東浦町こども計画				

## 5 こども・子育てを取り巻く現状

### (1) 年齢別就学前児童数の推移

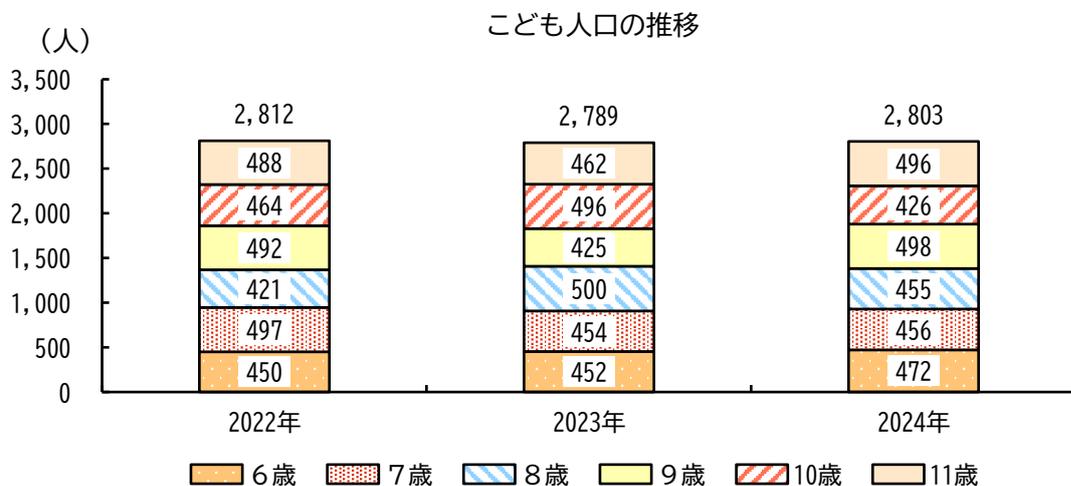
本町の0歳から5歳のこども人口は2022年以降減少しており、2024年3月末現在で2,342人となっています。特に他の年齢に比べ、0歳の減少率が高くなっています。



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

### (2) 年齢別就学児童数の推移

本町の6歳から11歳のこども人口は2022年から2023年にかけて減少し、その後増加しており、2024年3月末現在で2,803人となっています。特に他の年齢に比べ、7歳の減少率が高くなっています。



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

## 6 計画の体系

[ 基本理念 ]

[ 基本目標 ]

[ 基本施策 ]

のびやかなこどもの育ちと子育ての喜びが実感できる  
笑顔あふれるまち

1 こどもの将来にわたるウェルビーイングを支援します

幼児期前から

学童期・思春期

青年期

(1) 母親とこどもの健康保持増進

(2) 質の高い教育・保育を提供するための体制づくり

(3) 親子の成長と交流の場の支援

(1) 生きる力を育む教育の推進

(2) 放課後児童の居場所の確保

(3) 学習環境・生活環境の向上

(4) いじめ・不登校への対応

(1) 次代の親へのステップ

(2) 出会いや結婚の支援

2 子育て・子育てを支援します

(1) こども・若者の権利の保障

(2) こどもの貧困対策

(3) 困難を抱えたこどもや家庭へのきめ細やかな支援

(4) 児童虐待防止対策の推進

(5) こどもを見守り育てる安心・安全なまちづくり

3 保護者が安心して子育てができる環境を確保します

(1) 保護者の不安を解消する支援体制の整備

(2) 育児力の向上支援

(3) 家庭、地域、関係機関が連携した子育て支援

(4) 子育てに向き合うことができる就労環境及び家庭生活の実現

(5) ひとり親家庭の自立支援

(6) 子育て情報提供の充実

## 7 施策の展開

### 基本目標（1）こどもの将来にわたるウェルビーイングを支援します

#### 1-1 妊娠前から幼児期まで

##### ① 母親とこどもの健康保持増進

健康診査や相談を通じて育児不安を軽減します。また、支援が必要な家庭を早期に把握し、関係機関と連携しながら、専門的な相談を提供して、子育て家庭が自信とゆとりを持てるようにします。

##### ② 質の高い教育・保育を提供するための体制づくり

教育・保育ニーズを踏まえて、施設整備を検討します。また、職員の資質向上のための研修、交流等を実施し、こども同士の交流や小学校への円滑な接続を図ります。

##### ③ 親子の成長と交流の場の支援

子育て中の親の仲間づくり、社会参加を促進するため、交流の場を提供し、地域子育て支援拠点を充実させて、育児不安の軽減を図ります。



#### 1-2 学童期・思春期

##### ① 生きる力を育む教育の推進

成長過程にあるこども・若者が、基本的な生活習慣や規範意識を形成し、基礎学力と体力を身に付け、命を大切にする心や思いやりの心を養えるように、児童生徒の教育を充実させます。

##### ② 放課後児童の居場所の確保

放課後に安心してこどもが過ごすことのできる場として、自由に活動や学習又は遊びができるこどもの居場所づくりを推進します。



##### ③ 学習環境・生活環境の向上

こどもが、よりよい環境で学習及び生活ができる環境づくりを進めます。

##### ④ いじめ・不登校への対応

いじめ防止、早期発見の取組を強化するとともに、不登校のこどもへの相談支援等を充実させます。

#### 1-3 青年期

##### ① 次代の親へのステップ

次代の親として、将来家庭を築く際に、協力して家庭を築くことやこどもを生き育てることの意義について考えられるよう、乳幼児とふれあう機会を設けるなど取組を進めます。

##### ② 出会いや結婚の支援

若者の出会いの機会・場の創出支援について、効果の高い取組を推進するとともに、結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援を推進します。

## 基本目標（2）子育て・子育てを支援します

### ① こども・若者の権利の保障

すべてのこども・若者に、こども基本法の理解を深めるため、情報提供や啓発を行い、保護者や教育関係者にも、こども基本法やこどもの権利条約について広く伝えます。



### ② こどもの貧困対策

経済的理由で子育てが困難にならないよう、支援を充実させます。また、経済格差がこどもの教育や育成環境に与える影響を踏まえ、生活安定の支援、教育支援、保護者の就労支援を強化します。

### ③ 困難を抱えたこどもや家庭へのきめ細やかな支援

配慮を必要とするこどもの健やかな発達を支援し、安心して地域生活を送ることができるよう、こどもとその保護者に対応するきめ細かな支援の推進を図ります。

### ④ 児童虐待防止対策の推進

要保護児童対策地域協議会の活性化を図り、関係機関の適切な対応と支援者の資質向上に努め、地域の連携体制の充実を図り、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

### ⑤ こどもを見守り育てる安心・安全なまちづくり

こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保できるよう、防犯・交通安全対策、防災対策等を進めます。



## 基本目標（3）保護者が安心して子育てができる環境を確保します

### ① 保護者の不安を解消する支援体制の整備

妊娠・出産から子育てまで、ライフステージに応じた切れ目ない支援体制を強化します。また、悩みを抱える保護者を早期に発見し、相談支援体制を充実させます。

### ② 育児力の向上支援

保護者に寄り添う家庭教育支援を推進します。また、ニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。

### ③ 家庭、地域、関係機関が連携した子育て支援

家庭、地域、関係機関が連携して、情報提供や学習・活動の場を充実させ、子育て家庭を支援します。



### ④ 子育てに向き合うことができる就労環境及び家庭生活の実現

仕事と子育ての両立に向けて、仕事優先型の働き方の見直しや、子育てしやすい職場環境づくりの浸透、定着のため、町民や事業主への意識啓発を進めます。

### ⑤ ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭に対して、関係機関と連携し、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援に努めるとともに、支援に漏れがないように制度の周知を継続して行います。

### ⑥ 子育て情報提供の充実

妊娠期から出産後に至るまで安心して子育てに臨めるよう、必要とされる様々なニーズに対応するため、子育て当事者のライフステージに合わせた情報提供や相談支援を充実させます。

## 8

## 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

## (1) 教育・保育の提供体制の確保の内容

		1号認定		2号認定		3号認定		
				教育を希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
2025年度	量の見込み	287人	30人	932人	127人	127人	16人	
	確保量	317人		1,174人	177人	133人	51人	
2026年度	量の見込み	280人	29人	911人	114人	128人	16人	
	確保量	309人		1,182人	177人	133人	51人	
2027年度	量の見込み	271人	28人	882人	121人	127人	16人	
	確保量	299人		1,192人	177人	133人	51人	
2028年度	量の見込み	267人	28人	868人	119人	128人	16人	
	確保量	295人		1,196人	177人	133人	51人	
2029年度	量の見込み	262人	27人	851人	118人	128人	16人	
	確保量	289人		1,202人	177人	133人	51人	

## (2) 各年度における乳児等通園支援の提供体制の確保の内容

				2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
こども誰でも通園制度	0歳	量の見込み	必要受入時間数	—	966時間	957時間	948時間	945時間
		確保方策(必要定員数)		—	5人	5人	5人	5人
	1歳	量の見込み	必要受入時間数	—	1,526時間	1,509時間	1,496時間	1,478時間
		確保方策(必要定員数)		—	9人	9人	8人	8人
	2歳	量の見込み	必要受入時間数	—	1,201時間	1,267時間	1,253時間	1,243時間
		確保方策(必要定員数)		—	7人	7人	7人	7人

## (3) 各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	
時間外保育事業	量の見込み	381人	372人	368人	363人	358人	
	提供量	381人	372人	368人	363人	358人	
放課後児童健全育成事業	量の見込み	609人	607人	589人	575人	565人	
	提供量	590人	590人	590人	590人	590人	
子育て短期支援事業	量の見込み	6人日	5人日	5人日	5人日	5人日	
	提供量	6人日	5人日	5人日	5人日	5人日	
地域子育て支援拠点事業	量の見込み	3,462人回	3,390人回	3,429人回	3,396人回	3,370人回	
	提供量	3,462人回	3,390人回	3,429人回	3,396人回	3,370人回	
一時預かり事業	①保育園等	量の見込み	714人日	698人日	690人日	681人日	671人日
		提供量	714人日	698人日	690人日	681人日	671人日
	②認定こども園(教育)	量の見込み	121人日	119人日	115人日	113人日	111人日
		提供量	121人日	119人日	115人日	113人日	111人日

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
病児・病後児保育事業	量の見込み	785人日	768人日	758人日	749人日	738人日
	提供量	785人日	768人日	758人日	749人日	738人日
ファミリー・サポート・センター	量の見込み	1,178人日	1,192人日	1,162人日	1,149人日	1,135人日
	提供量	1,178人日	1,192人日	1,162人日	1,149人日	1,135人日
利用者支援事業	①基本型	確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所
	②こども家庭センター型	確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所
	③地域子育て相談機関	確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所
妊婦健康診査	量の見込み	326人 4,564人回	322人 4,508人回	319人 4,466人回	316人 4,424人回	315人 4,410人回
	実施体制(確保方策)	妊娠初期から保健指導を重視し、早期から母性意識を高め子育てへの十分な準備を整えるよう支援するとともに、妊娠早期の届出を推進し、妊娠初期から継続した支援を行います。妊娠中の異常の早期発見に努め、適切な保健指導や治療の推進を図ります。				
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み	326件	322件	319件	316件	315件
	実施体制(確保方策)	里帰り出産等の何らかの事情を除き、全戸訪問を実施していきます。特に育児不安や不適切な養育などの問題が発見でき継続した支援につながるよう、状況把握等を実施していきます。				
養育支援訪問事業	量の見込み	243件	238件	235件	232件	229件
	実施体制(確保方策)	育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することで、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決や軽減を図ります。				
実費徴収に係る補足給付を行う事業	量の見込み	7件	7件	7件	7件	7件
	提供量	7件	7件	7件	7件	7件
産後ケア事業	量の見込み	7件	7件	7件	7件	7件
	提供量	7件	7件	7件	7件	7件
子育て世帯訪問支援事業	量の見込み	19世帯	19世帯	18世帯	18世帯	18世帯
	実施体制(確保方策)	民間事業者へ委託して、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭等を訪問し、食事の支度、洗濯、掃除、こどもの世話、子育ての相談等の支援を行います。				
児童育成支援拠点事業	量の見込み	15人	15人	15人	15人	15人
	実施体制(確保方策)	こどもが安全・安心に過ごせる環境において、必要に応じ、食事の提供やこどもからの相談等に対応する体制を整えます。				
親子関係形成支援事業	量の見込み	14世帯	14世帯	14世帯	14世帯	14世帯
	実施体制(確保方策)	親子の関係やこどもの関わり方等を学ぶための講座や、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が、相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換を行うプログラムを提供します。				
妊婦等包括相談支援事業	量の見込み	978回	966回	957回	948回	945回
	実施体制(確保方策)	すべての妊婦・子育て家庭が孤立することなく安心して出産・子育てができるよう、伴走型の相談支援と経済的支援の一体的実施を継続します。				

### 東浦町こども計画（概要版） 【2026年3月修正】

発行：東浦町

編集：東浦町 こども未来部 子育て支援課

〒470-2192 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地

T E L 0562-83-3111 F A X 0562-83-3912